

四街道市障害者日常生活用具給付等規則新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>四街道市障害者日常生活用具給付規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき、日常生活用具<u>を給付し</u>、及びその日常生活用具の取付工事に要する費用を助成することにより、日常生活の便宜を図り、障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）<u>第1条に規定する特殊の疾病</u>による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者（以下「難病患者」という。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条の2 用具の<u>給付</u>を受けることのできる者は、市内に居住する障</p>	<p style="text-align: center;"><u>四街道市障害者日常生活用具給付等規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき、日常生活用具の<u>給付又は貸与（以下「給付等」という。）</u>及びその日常生活用具の取付工事に要する費用を助成することにより、日常生活の便宜を図り、障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）<u>別表に掲げる特殊な疾病</u>による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者（以下「難病患者」という。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条の2 用具の<u>給付等及び用具の取付工事に要する費用の助成</u>を受</p>

害者及び市外に所在する法第5条第11項に規定する障害者支援施設又はこれに準ずる施設として市長が認める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所し、又は入居している障害者であつて、当該施設に入所し、又は入居する直前の居住地が本市にあつたものとする。

- 2 本市に所在する障害者支援施設等に入所し、又は入居している障害者であつて、当該施設に入所し、又は入居する直前の居住地が市外にあつたものについては、市長が特に必要と認める者を除き、用具の給付は行わない。

(用具の品目等)

第3条 給付の対象となる用具は、別表の「品目」欄に掲げる用具とする。

- 2 (略)

- 3 前2項の規定にかかわらず、入所し、若しくは入居する障害者支援施設等から用具の提供を受けている場合又は他の制度を利用して用具の給付若しくは貸与を受けている場合にあつては、当該用具に係る給付は行わない。ただし、他の市区町村において用具の給付を受けた者が転入した場合にあつては、当該用具を第7条の規定により給付された用具とみなして、前項の規定を適用する。

(給付の要件)

第3条の2 用具の給付の対象者は、別表の「対象者」欄に掲げる者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 18歳未満の者

けることのできる者は、市内に居住する障害者及び市外に所在する法第5条第11項に規定する障害者支援施設又はこれに準ずる施設として市長が認める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所し、又は入居している障害者であつて、当該施設に入所し、又は入居する直前の居住地が本市にあつたものとする。

- 2 本市に所在する障害者支援施設等に入所し、又は入居している障害者であつて、当該施設に入所し、又は入居する直前の居住地が市外にあつたものについては、市長が特に必要と認める者を除き、用具の給付等は行わない。

(用具の品目等)

第3条 給付等の対象となる用具は、別表の「品目」欄に掲げる用具とする。

- 2 (略)

- 3 前2項の規定にかかわらず、入所若しくは入居する障害者支援施設等から用具の提供を受けている場合又は他の制度を利用して用具の給付等を受けている場合にあつては、当該用具に係る給付等は行わない。

(給付等の要件)

第3条の2 用具の給付等の対象者は、別表の「対象者」欄に掲げるものとし、次に掲げる給付等の区分に応じて定めるところの要件に該当するものであることとする。

- (1) 用具の給付 対象者及びその属する世帯の他の世帯員 (対象者 (

(2) 18歳以上の者であつて、対象者及びその配偶者のいずれにおいても、給付の申請を行う月の属する年度（当該給付の申請を4月から6月までに行う場合にあつては、前年度）分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税をいう。以下同じ。）の所得割の額が46万円未満であるもの

（給付の申請）

第4条 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請者本人による申請手続が困難な場合にあつては、申請者の扶養者等が当該申請者に代わり申請を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 申請者及びその属する世帯の他の世帯員 （前条第2号に該当する申請者にあつては、その配偶者に限る。）の市町村民税の課税状況を証する書類（申請を行う月の属する年度又はその前年度のもの）

(4)・(5) (略)

2 (略)

身体障害児、知的障害児並びに18歳未満の精神障害者及び難病患者を除く。）に配偶者がある場合は、当該対象者及びその配偶者に限る。）のいずれにおいても、給付の申請を行う月の属する年度（当該給付の申請を4月から6月までに行う場合にあつては、前年度）分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税をいう。以下同じ。）の所得割の額が46万円未満であること。

(2) 用具の貸与 対象者の属する世帯にあつては、貸与の申請を行う月の属する年度（当該貸与の申請を4月から6月までに行う場合にあつては、前年度）分の市町村民税非課税世帯であること。

（給付等の申請）

第4条 用具の給付等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付等申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請者本人による申請手続が困難な場合にあつては、申請者の扶養者等が当該申請者に代わり申請を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 申請者及びその属する世帯の他の世帯員の市町村民税の課税状況を証する書類（申請を行う月の属する年度又はその前年度のもの）

(4)・(5) (略)

2 (略)

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の調査により用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）により、給付を却下したときは、日常生活用具給付却下通知書（様式第5号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 (略)

第8条 削除

(費用の負担)

第9条 受給決定者が用具の給付を受けたときは、当該用具の給付に要する費用の額又は別表の「基準額」の欄に掲げる額（以下「基準額」という。）のいずれか低い額の100分の10に相当する額（以下「自己負担額」という。）を業者に直接支払わなければならない。ただし、同一の月に支払う自己負担額の合計額が令第45条に規定する負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を限度として支払うものとする。

2 受給決定者は、用具の給付に要する費用の額が基準額を超えるときは、その差額に相当する額を業者に直接支払わなければならない。

(給付等の決定)

第6条 市長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）又は日常生活用具貸与決定通知書（様式第4号）により、給付等を却下したときは、日常生活用具給付等却下通知書（様式第5号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 (略)

(用具の貸与)

第8条 用具の貸与の決定を受けた者は、市長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに市長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(費用の負担)

第9条 受給決定者が用具の給付を受けたときは、当該用具の給付に要する費用の額の100分の10に相当する額（以下「自己負担額」という。）を業者に直接支払わなければならない。ただし、用具の給付に要する費用の額が別表の「基準額」の欄に掲げる額（以下「基準額」という。）を超えるときは、基準額の100分の10に相当する額を自己負担額とし、これに差額を加えた額を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同一の月に支払う自己負担額の合計額が、令第43条の3に規定する負担上限月額を超えるときは、当該負担

(業者への支払い)

第10条 市長は、業者から用具の給付に係る費用の請求があつたときは、当該用具の給付に要した費用から前条の規定により受給決定者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。

(取付工事費の助成)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 取付工事費の助成を受けることができる者は、受給決定者であつて、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものとする。

(1) 助成申請者が第3条の2第1号に該当するとき 助成申請者の属する世帯が助成の申請を行う月の属する年度(当該助成の申請を4月から6月までに行う場合にあつては、前年度)分の市町村民税が非課税の世帯である者

(2) 助成申請者が第3条の2第2号に該当するとき 助成申請者及びその配偶者のいずれにおいても、助成の申請を行う月の属する年度(当該助成の申請を4月から6月までに行う場合にあつては、前年度)分の市町村民税が非課税である者

第12条 削除

上限月額を限度とする。

3 用具の貸与は、無償とする。

(業者への支払い)

第10条 市長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求(給付の場合には、給付券を添付して請求)があつたときは、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により受給決定者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。

(取付工事費の助成)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 第1項に規定する取付工事費の助成を受けることができる者は、その属する世帯が助成の申請を行う月の属する年度(当該助成の申請を4月から6月までに行う場合にあつては、前年度)分の市町村民税非課税世帯である者とする。

(貸与の取消)

第12条 市長は、用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当す

(譲渡等の禁止)

第13条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用の返還)

第14条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付若しくは用具に係る取付工事費の助成を受けた者がいるとき、又は用具の給付を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(備付書類)

第15条 市長は、日常生活用具給付記録台帳(様式第10号)を作成し、その記載事項について常に整備しておくものとする。

別表(第3条、第9条、第10条)

種目	品目	基準額	対象者	用具の基本性能	耐用年数
介護・特殊寝 訓練支 援用具	台・特 殊マッ	(略)	(略)	(略)	(略)

るときは、貸与を取り消すものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

(3) 障害者でなくなつたとき。

(4) 用具の貸与を必要としなくなつたとき。

(譲渡等の禁止)

第13条 用具の給付等を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第14条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等若しくは用具に係る取付工事費の助成を受けた者がいるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(備付書類)

第15条 市長は、次に掲げる書類を作成し、その記載事項について常に整備しておくものとする。

(1) 日常生活用具給付記録台帳(様式第10号)

(2) 日常生活用具貸与状況台帳(様式第11号)

別表(第3条、第9条、第10条)

種目	品目	基準額	対象者	用具の基本性能	耐用年数
介護・特殊寝 訓練支 援用具	台・特 殊マッ	(略)	(略)	(略)	(略)

特殊尿器～移動用リフト	(略)	(略)	(略)	(略)	
訓練椅子	33,100	下肢機能又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の身体障害児（原則として3歳以上）	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	5年	
訓練用ベッド	(略)	(略)	(略)	(略)	
自立生活支援用具 ※	90,000	下肢機能若しくは体幹機能に障害のある身体障害者（児）又は難病患者であつて入浴に介助を要するもの（原則として3歳以上）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うも	8年	

褥瘡防止用マット	75,000	下肢機能又は体幹機能障害を有し、自ら体位変換を行うことが困難な身体障害者（児）	空気により体圧分散効果を実現するもの（動力装置付）	5年	
特殊尿器～移動用リフト	(略)	(略)	(略)	(略)	
訓練いす	33,100	下肢機能又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の身体障害児（原則として3歳以上）	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	5年	
訓練用ベッド	(略)	(略)	(略)	(略)	
自立生活支援用具	90,000	下肢機能若しくは体幹機能に障害のある身体障害者（児）又は難病患者であつて入浴に介助を要するもの（原則として3歳以上）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うも	8年	

			のを除く。	
便器・ 頭部保 護帽	(略)	(略)	(略)	(略)
T字状 ・棒状 のつえ	4,800	平衡機能、下肢機 能又は体幹機能に 障害を有する身体 障害者（児）	十分な強度を有す るもの	3年
移動・ 移乗支 援用具 ※	60,000	平衡機能、下肢機 能又は体幹機能に 障害を有し、家庭 内の移動等におい て介助を要する身 体障害者（児）又 は下肢が不自由な 難病患者（原則と	おおむね次のよう な性能を有する手 すり、スロープ等 であること。ただ し、設置に当たり 住宅改修を伴うも のを除く。 ア 対象者の身体	8年

			のを除く。	
便器・ 頭部保 護帽	(略)	(略)	(略)	(略)
T字状 ・棒状 のつえ	2,000 (木材) 3,000 (軽金 属) (夜光 材付は 410円増 し、全面 夜光材 付は 1,200円 増し)	平衡機能、下肢機 能又は体幹機能に 障害を有する身体 障害者（児）	十分な強度を有す るもの	3年
移動・ 移乗支 援用具	60,000	平衡機能、下肢機 能又は体幹機能に 障害を有し、家庭 内の移動等におい て介助を要する身 体障害者（児）又 は下肢が不自由な 難病患者（原則と	おおむね次のよう な性能を有する手 すり、スロープ等 であること。ただ し、設置に当たり 住宅改修を伴うも のを除く。 ア 対象者の身体	8年

		して3歳以上)	機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	
特殊便器	151, 200	上肢機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(児)、知的障害の程度が重度若しくは最重度であり訓練を行つても自ら排便後の処理が困難な知的障害者(児)又は上肢機能に障害のある難病患者(原則として学齢児以上)	<u>障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。</u> ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
火災警	(略)	(略)	(略)	(略)

		して3歳以上)	機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	
特殊便器	151, 200	上肢機能の障害の程度が1級若しくは2級の身体障害者(児)、知的障害の程度が重度若しくは最重度であり訓練を行つても自ら排便後の処理が困難な知的障害者(児)又は上肢機能に障害のある難病患者(原則として学齢児以上)	<u>足踏ペダルにより温水温風を出すことができるもの。</u> ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
火災警	(略)	(略)	(略)	(略)

	報器～ 歩行時 間延長 信号機 用小型 送信機								
	聴覚障 害者用 屋内信 号装置 ※	87,400	聴覚機能の障害の 程度が2級の身体 障害者（聴覚障害 者のみの世帯及び これに準ずる世帯 で日常生活上必要 と認められる世帯 に限る。）	音、音声等を視覚、 触覚等により知覚 できるもの	10年				
在宅療 養等支 援用具	透析液 加温器 ～電気 式たん 吸引器	(略)	(略)	(略)	(略)				
	動脈血 中酸素 飽和測 定器（ パルス オキシ	157,500	<u>難病患者等で人工 呼吸器の装着が必 要なもの</u>	呼吸状態を継続的 にモニタリングす ることが可能な機 能を有し、難病患 者又は介護者が容 易に使用し得るも	5年				
	報器～ 歩行時 間延長 信号機 用小型 送信機								
	聴覚障 害者用 屋内信 号装置	87,400	聴覚機能の障害の 程度が2級の身体 障害者（聴覚障害 者のみの世帯及び これに準ずる世帯 で日常生活上必要 と認められる世帯 に限る。）	音、音声等を視覚、 触覚等により知覚 できるもの	10年				
在宅療 養等支 援用具	透析液 加温器 ～電気 式たん 吸引器	(略)	(略)	(略)	(略)				
	動脈血 中酸素 飽和測 定器（ パルス オキシ	157,500	<u>呼吸器機能に障害 のある難病患者で あつて必要と認め られるもの</u>	呼吸状態を継続的 にモニタリングす ることが可能な機 能を有し、難病患 者又は介護者が容 易に使用し得るも	5年				

メータ ー)			の	
酸素ボ ンベ運 搬車	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>視覚障 害者用 体温計</u> (音声 式)	9,000	視覚機能の障害の 程度が1級又は2 級の身体障害者（ 児）（視覚障害者 のみの世帯及びこ れに準ずる世帯に 限る。原則として 学齢児以上）	対象者が容易に使 用できるもの	5年
<u>視覚障 害者用 体重計</u>	18,000	視覚機能の障害の 程度が1級又は2 級の身体障害者（ 視聴障害者のみの 世帯及びこれに準 ずる世帯）	対象者のみが容易 に使用できるもの	5年
<u>正弦波 インバ ーター 発電機</u>	120,000	<u>呼吸器機能の障害 の程度が1級から 3級まで若しくは これと同程度の身 体障害者（児）又 は難病患者であつ</u>	<u>ガソリン又はガス ボンベ等で作動し、 介助者が容易に使 用し得るもの</u>	<u>5年</u>

メータ ー)			の	
酸素ボ ンベ運 搬車	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>盲人用 体温計</u> (音声 式)	9,000	視覚機能の障害の 程度が1級又は2 級の身体障害者（ 児）（視覚障害者 のみの世帯及びこ れに準ずる世帯に 限る。原則として 学齢児以上）	対象者が容易に使 用できるもの	5年
<u>盲人用 体重計</u>	18,000	視覚機能の障害の 程度が1級又は2 級の身体障害者（ 視聴障害者のみの 世帯及びこれに準 ずる世帯）	対象者のみが容易 に使用できるもの	5年

		<u>て医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの</u>							
<u>ポータブル電源（蓄電池）</u>	<u>60,000</u>	<u>呼吸器機能の障害の程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障害者（児）又は難病患者であつて医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの</u>	<u>蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介助者が容易に使用し得るもの</u>	<u>5年</u>					
<u>DC／ACインバーター（カーイ</u>	<u>30,000</u>	<u>呼吸器機能の障害の程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障害者（児）又</u>	<u>自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介助者が容易に使</u>	<u>5年</u>					

	ンバー ター)		は難病患者であつて医療保険における在宅酸素療法を行うもの又は在宅で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの	用し得るもの							
	足踏み式・手動式たん吸引器	12,000	呼吸器機能の障害の程度が1級から3級まで若しくはこれと同程度の身体障害者（児）又は難病患者であつて必要と認められるもの	足踏み又は手動ポンプで加圧し、吸引するもの	5年						
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	(略)	(略)	(略)	(略)	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	(略)	(略)	(略)	
	情報・通信支援用具※	100,000以内	上肢機能又は視覚機能の障害の程度が1級又は2級の身体障害者（児）	障害者（児）向けのパーソナルコンピュータ周辺機器又はアプリケーションソフトで、障害者（児）が容易に使用し得る	6年	情報・通信支援用具	情報・通信支援用具	100,000以内	上肢機能又は視覚機能の障害の程度が1級又は2級の身体障害者（児）	視覚障害者：画面拡大・音声化ソフト、視覚障害者用ワープロソフト 上肢機能障害者：インテリキー、ジ	6年

			<u>もの</u>	
点字ディスプレイ～点字タイプライター	(略)	(略)	(略)	(略)
視覚障害者用ポータブルレコーダー	85,000 (録音再生機) 35,000 (再生専用機)	視覚障害の程度が1級又は2級の身体障害者(児)(原則として学齢児以上)	音声等により操作ボタンが <u>知覚し、又は認識することができ</u> 、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、対象者が容易に使用できるもの <u>又は</u> 音声等により操作ボタンが <u>知覚し、又は認識することができ</u> 、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製	6年

			<u>ヨイスティック等</u>	
点字ディスプレイ～点字タイプライター	(略)	(略)	(略)	(略)
視覚障害者用ポータブルレコーダー	85,000 (録音再生機) 35,000 (再生専用機)	視覚障害の程度が1級又は2級の身体障害者(児)(原則として学齢児以上)	音声等により操作ボタンが <u>知覚又は認識でき</u> 、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、対象者が容易に使用できるもの。 <u>又は</u> 、音声等により操作ボタンが <u>知覚又は認識でき</u> 、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、対象者が容易	6年

			品であつて、対象者が容易に使用できるもの	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	(略)	(略)	(略)	(略)
視覚障害者用読書器	198,000	<u>視覚障害者（児）であつて本装置により文字等を読むことが可能になるもの（原則として学齢児以上）</u>	<u>次のいずれかの性能を有するもの</u> <u>ア 画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの</u> <u>イ 撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの</u> <u>ウ 眼鏡等の装置</u>	8年

			に使用できるもの	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	(略)	(略)	(略)	(略)
視覚障害者用拡大読書器	198,000	<u>視覚障害者（児）であつて本装置により文字等を読むことが可能になるもの（原則として学齢児以上）</u>	<u>画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの</u>	8年

			<u>を身に着けるこ とで、画像（文 字等）をモニタ ーに映し出せる もの</u>	
視覚障 害者用 時計	<u>10,300</u> <u>（触読 式時計）</u> <u>13,300</u> <u>（音声 時計）</u>	<u>視覚障害の程度が 1級又は2級の身 体障害者（児）（ 学齢児以上）（音 声時計は、手指の 触覚に障害がある 等のため触読式時 計の使用が困難な 者を原則とする。）</u>	<u>対象者が容易に使 用できるもの</u>	<u>10年</u>
聴覚障 害者用 通信装 置～人 工喉頭	(略)	(略)	(略)	(略)
人工喉 頭（埋 込型用 人工 鼻） M E フィル	23,100	気管食道シャント 法により喉頭を摘 出した者	喉に開けた穴から 気管と食道の壁に 弁を埋め込み、肺 の空気が口方向に 流れるようにして 発声する <u>もの</u>	—

盲人用 時計	<u>10,300</u> <u>13,300</u> <u>（音声 時計）</u>	<u>視覚障害の程度が 1級又は2級の身 体障害者（児）（ 学齢児以上）（音 声時計は、手指の 触覚に障害がある 等のため触読式時 計の使用が困難な 者を原則とする。）</u>	<u>対象者が容易に使 用できるもの</u>	<u>10年</u>
聴覚障 害者用 通信装 置～人 工喉頭	(略)	(略)	(略)	(略)
人工喉 頭（埋 込型用 人工 鼻） M E フィル	23,100	気管食道シャント 法により喉頭を摘 出した者	喉に開けた穴から 気管と食道の壁に 弁を埋め込み、肺 の空気が口方向に 流れるようにして 発声する <u>もの。</u>	—

ター（カセット）、フィルター（カセット）を気管孔に取り付けるもの、気管孔への水の侵入を防ぐ器具及び気管孔装着用アクセサリ（接着剤、剥離剤）

ター（カセット）、フィルター（カセット）を気管孔に取り付けるもの、気管孔への水の侵入を防ぐ器具及び気管孔装着用アクセサリ（接着剤、剥離剤）

福祉電 83,300 難聴者又は外出困 対象者が容易に使  
話（貸）（障害 難な身体障害者（ 用できるもの







		3級まで、上肢機能の障害の程度が1級又は2級（特殊便器への取替えに限る。）の身体障害者（児）又は下肢機能、体幹機能に障害のある難病患者（原則として学齢児以上）	
--	--	---	--

		3級まで、上肢機能の障害の程度が1級又は2級（特殊便器への取替えに限る。）の身体障害者（児）又は下肢機能、体幹機能に障害のある難病患者（原則として学齢児以上）	
--	--	---	--

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合については、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 視覚障害者用読書器には、暗所視支援眼鏡を含む。
- 4 正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）及びDC/ACインバーター（カーインバーター）は、いずれか1種目までの給付とする。
- 5 別表品目の欄中に※が記載されている品目については、複数回に分けて給付の申請をすることができる。この場合において、当該品目に係る基準額は、当該基準額から既に給付されている耐用年数を経過していない用具（修理不能により使用困難になったと認められる用具を除く。）の給付に要した費用の額を減じた額とする。

様式第1号（第4条第1項）

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合については、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

様式第1号（第4条第1項）

(略)

様式第2号 (第5条)

(略)

様式第3号 (第6条第1項)

(略)

様式第4号 削除

様式第5号 (第6条第1項)

(略)

様式第7号 (第11条第2項)

(略)

様式第8号 (第11条第3項)

(略)

様式第9号 (第11条第3項)

(略)

(略)

様式第2号 (第5条)

(略)

様式第3号 (第6条第1項)

(略)

様式第4号 (第6条第1項)

(略)

様式第5号 (第6条第1項)

(略)

様式第7号 (第11条第2項)

(略)

様式第8号 (第11条第3項)

(略)

様式第9号 (第11条第3項)

(略)

様式第11号 (第15条)

(略)